

香芝市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 7 月 2 5 日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市規則第 1 8 号

香芝市契約規則の一部を改正する規則

香芝市契約規則（昭和 3 9 年規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 7 条第 1 項中「落札の日又は随意契約の通知を受けた日の翌日から起算して 5 日（香芝市の休日を定める条例（平成元年条例第 2 9 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる市の休日の日数は、算入しない。）以内に」を「落札した後又は随意契約の通知を受けた後速やかに」に改め、同項ただし書を削り、同条第 3 項第 3 号中「期限」の次に「又は期間」を加え、同項中第 1 0 号を削り、第 9 号を第 1 0 号とし、第 8 号を第 9 号とし、第 7 号の次に次の 1 号を加える。

（8）権利及び義務の譲渡等の禁止に関する事項

第 1 7 条第 3 項中第 1 2 号を第 1 4 号とし、第 11 号を第 1 2 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

（13）契約に関する紛争の解決方法

第 1 7 条第 3 項第 1 0 号の次に次の 1 号を加える。

（11）契約不適合（契約の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものをいう。）に係る責任に関する事項

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の香芝市契約規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に契約を締結するものについて適用し、施行日前に契約を締結したものについては、なお従前の例による。